

9 酒 税

9 - 5 免 許 場 数

(2) みなし製造場数

区 分	びん詰のためのもの		販売便宜 のための もの	輸 出 の た め の も の	そ の 他 の も の		計	左 の う ち 実 蔵 置 場 数
	自己の製造 した酒類の びん 詰	共 同 の びん 詰			設 置 許 可 を 受 け た の も の	設 置 許 可 を 受 け な い も の		
清 酒	1	12		24	18		55	45
合 成 清 酒				15			15	
しょうちゅう	甲	1	1	17			19	
		乙	5	1	14	5	26	
み り ん					13		13	
ビ ー ル			1	22			23	10
果 実 酒 類			2	27	8		37	5
ウ イ ス キ ー 類			2	35	4		41	3
ス ピ リ ッ ツ 類			2	26	2		30	1
リ キ ュ ー ル 類		1	1	17	3		22	
雑 酒			2	28	2		32	1
合 計	2	19	12	238	42		313	65
う ち 実 蔵 置 場 数	1	12	2	25	25		65	

調 査 対 象 : 酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた場所(みなし製造場)である。

調 査 時 点 : 平成17年3月31日